

令和4年6月28日
話題事項
令和4年6月24日
資料提供済

PCR検査等の無料化事業の期間延長について

現在、県では6月30日まで県内在住の無症状の方に対して、特措法24条第9項に基づき、「感染に不安を感じる場合はPCR検査等を受ける」よう要請しているところですが、その期限を7月31日まで延長します。

なお、ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業については、経済社会活動を目的とした検査需要に引き続き対応するため、政府により6月30日までの期限が8月31日まで延長されています。

◇ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業について

赤枠：変更箇所

区分	実施時期	検査結果を利用する場面	対象者	検査の種類
ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進	緊急事態宣言下等 8月31日まで	緊急事態宣言下等における行動制限の緩和等 地方公共団体や民間事業者が、様々な場面・場所において、社会経済活動を回復・継続する取組 例) ブロック割等の都道府県間の旅行、高齢者施設での面会、結婚式等	・3回目接種の未了者 ・対象者全員検査※の利用者 ※ワクチン接種有無に関わらず、利用者全員に検査を行うもの	・原則、 <u>抗原定性検査のみ</u> 【例外としてPCR検査等を受検】 ・10歳未満の者 ・高齢者施設入所者や入院者への面会の者等
一般検査	7月31日まで	知事の判断により、特措法第24条第9項に基づき、感染に不安を感じる無症状者に対して行われた受検要請に応じた県内在住の方の感染状況の確認	・感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる県内在住の方	・PCR検査等 ・抗原定性検査

◇電話相談窓口（和歌山県ワクチン・検査パッケージ等促進事業事務局）

◎県民等問合先

電話番号：050-3626-2225（9時～17時・無休）
FAX：073-423-5660

◎検査実施事業者(薬局等)問合先

電話番号：050-3626-2690（9時～17時・平日のみ）
FAX：073-423-5660

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部
阪上・小川・東

電話 073-441-2275

「県民の皆様へのお願い」の変更について

県では、県内在住の無症状の方に対して、特措法第24条第9項に基づき、「感染に不安を感じる場合はPCR検査等を受ける」よう要請しているところですが、その期限を7月31日まで延長します。それに伴い、下記のとおり県民の皆様へのお願いを変更します。

別紙により県民の皆様、各関係機関に対して呼びかけを行ってまいりますので、報道機関の皆様におかれましても、ご協力をよろしくお願いします。

◆変更前	◆変更後
【県民の皆様へのお願い（6月17日）】	【県民の皆様へのお願い（6月24日）】
無症状で、感染に不安を感じる方は、PCR検査等を受検（無料） ※令和3年12月28日から <u>令和4年6月30日</u> まで 少しでも症状があれば、無料検査ではなく、直ちにクリニックを受診	無症状で、感染に不安を感じる方は、PCR検査等を受検（無料） ※令和3年12月28日から <u>令和4年7月31日</u> まで 少しでも症状があれば、無料検査ではなく、直ちにクリニックを受診

県民の皆様へのお願い（令和4年6月24日）

● 安全な生活・安全な外出を心がける

- ・「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、マスクの着用、手洗い・手指消毒、換気など、基本的な感染予防対策の徹底を
- ・混雑した場所など感染リスクの高い場所を避けて、安全な場所への外出を

● 無症状で、感染に不安を感じる方は、PCR検査等を受検（無料）

※令和3年12月28日から令和4年7月31日まで

少しでも症状があれば、無料検査ではなく、直ちにクリニックを受診

- 飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意
- 県外へ外出する場合は、基本的な感染予防対策を徹底した上で、感染リスクの高い行動は控える
- 症状が出れば、通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診
- 家族に発熱等の症状があれば、出勤・登校を控える

- イベントや催物を行う場合は気をつけて
- 在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を
- 各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

※出勤時の発熱チェックや勤務中のマスク着用等は特に徹底

- 病院・福祉施設サービスは、特に注意
- 医療機関は、まずコロナを疑う

※クリニックは、保健所の判断を待たずに、陽性者の同居家族等の検査を

- ワクチン未接種者は積極的な接種検討を
- ワクチン接種後も気を緩めず、引き続きマスク着用等を徹底

- 学校・教育現場での感染予防対策の徹底
 - ・練習試合や合同練習等は慎重に行うこと
 - ・各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動
 - ・移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場面にも注意
 - ・本人及び家族に発熱等の症状があれば、厳に登校しないこと

安全な生活・安全な外出を心がける

- ・和歌山県内にお住まいの方は、「3つの密（密集・密接・密閉）」の回避、マスクの着用、石けんによる手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒の励行、換気などの“基本的な感染予防対策”を心がけてください。その上で、混雑した場所などの感染リスクの高い場所を避けて、安全な場所への外出を心がけてください。
- ・また、会話の際は、マスクの着用をお願いします。マスクは、相手のウイルス吸入量を減少させる効果より、自分からのウイルス拡散を防ぐ効果がより高くなります。一般的なマスクでは、不織布マスクが最も高い効果を持ちます。

無症状で、感染に不安を感じる方は、PCR検査等を受検（無料）

- ・無症状の方で、感染拡大地域から来県された方と接触したり、大人数が参加するイベントに参加するなどして、感染に不安を感じる方は、県内の検査を実施している薬局等で検査を受けてください。（令和4年7月31日まで無料）なお、少しでも発熱や咳等の症状がある場合は、無料検査ではなく、クリニック等に電話した上で受診してください。

飲食・カラオケは気をつけて、換気にも注意

- ・食事中はマスクを外す場面もあり、感染のリスクが高まる場合があります。会話をする際はマスクを着用するなど、“基本的な感染予防対策”を徹底してください。また、事業者の方は十分な換気の徹底をお願いします。
- ※和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策認定店や感染予防対策が徹底されている店舗の利用を推奨します。

県外へ外出する場合は、基本的な感染予防対策を徹底した上で、感染リスクの高い行動は控える

- ・県外へ外出する場合は“基本的な感染予防対策”を徹底していただきますようお願いします。併せて、混雑した場所に行くなど感染リスクの高い行動を避けてください。

症状が出れば、通勤通学を控えて直ちにクリニックを受診

家族に発熱等の症状があれば、出勤・登校を控える

- ・発熱や咳、味覚・嗅覚異常などの体調不良がある場合は、早めに医療機関に電話した上で受診とともに、通勤・通学はせず、外出も控えるようお願いします。なお、前日に同様の症状があった場合、当日に症状が消失しても、通勤・通学は無理をしないようにお願いします。また、家族内に同様の症状がある場合も、通勤・通学はしないようお願いします。

イベントや催物を行う場合は気をつけて

- ・イベントや催物を行う場合は、基本的な感染防止策を講じるとともに、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行ってください。
- ・感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けた場合、上限人数は収容定員までかつ収容率の上限を100%とします。
- ・それ以外の場合は、上限人数は5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限は50%（大声あり）・100%（大声なし）とします。この場合、県が定める感染防止策等チェックリストを作成・公表してください。また、1,000人を超える場合は県に開催予定報告書の提出をお願いします。

在宅勤務（テレワーク）の積極的な活用を

- ・積極的に在宅勤務（テレワーク）を行っていただきますようお願いします。
- ・県内事業者の皆様におかれましても、在宅勤務を活用していただきますようお願いします。

各事業所で感染拡大予防ガイドラインを遵守

- ・各事業所においては、県や各業界が出している感染拡大予防ガイドラインを遵守してください。併せて感染拡大予防ポスターの掲示もお願いします。
- ※特に、従業員の出勤時の発熱等のチェックや勤務中のマスク着用等の徹底をお願いします。

病院・福祉施設サービスは、特に注意

- ・病院や福祉施設などの職員は、施設内への感染の持ち込みが発生しないように特に注意してください。
- また、訪問介護・通所サービスの職員やケアマネージャーの皆様は、御自身での感染予防対策をより徹底とともに、事業所においても発熱のチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底をお願いします。

医療機関は、まずコロナを疑う

- ・医療機関、特にクリニックの皆様は、咳や微熱などの軽微な症状であっても、新型コロナウイルス感染症を疑い、速やかに検査を実施するなど、引き続き、患者の早期発見に努めていただきますようお願いします。
- ※クリニックは、保健所の判断を待たずに、陽性者の同居家族などへの検査を行ってください。

ワクチン未接種者は積極的な接種検討を

- ・新型コロナワクチンは、発症や重症化の予防効果が認められています。ワクチンの積極的な接種をお願いします。

ワクチン接種後も気を緩めずに、引き続きマスク着用等を徹底

- ・ブレイクスルー感染の事例も報告されていますので、ワクチンを接種済みであっても、気を緩めず“基本的な感染予防対策”を行ってください。

学校・教育現場での感染予防対策の徹底

- ・練習試合や合同練習等は慎重に行うこと
 - ・各競技団体等のガイドラインが示す感染予防対策を徹底した上で活動
 - ・移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場面にも注意
 - ・本人及び家族に発熱等の症状があれば、厳に登校しないこと
- ・部活動の練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては地域の感染状況等を踏まえ、慎重に行うようお願いします。
 - ・各競技団体等が作成するガイドラインを踏まえ、感染予防対策を徹底した上で活動してください。
 - ・移動、更衣、飲食等、部活動に付随する場面では、十分な身体的距離を確保し、換気や手洗い、手指消毒など、基本的な感染予防対策に十分努めてください。
 - ・本人及び同居家族に発熱等風邪の症状があれば、厳に登校を控えるようお願いします。